

## ■ 冬季間の換気について

### ～新型コロナウイルス（COV I T-19）感染拡大対策～

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、「3密」のひとつである「密閉」を防ぐため、**換気**の重要性が非常に高くなっています。特に気温の下がる冬季間においては、窓を開け外気を入れて換気を行うことにより室内が寒くなり、室内環境が低下するため、なかなか窓を開けての換気が難しい状況となっているのではないのでしょうか。

そこで、一般的な事務庁舎における換気方式と、換気が行われているか確認する方法、加えて窓を開ける際の注意点等をご紹介します。

#### ○機械による換気の場合

・事務庁舎は、窓がない部屋であっても、居室では1人あたり毎時30m<sup>3</sup>(※1. 2)の外気導入(換気)ができる機械換気設備または空調設備が設置されています(一部例外庁舎あり)。

★外気導入が行われているか(停止していないか)の**確認**を行きましょう。

所管施設の換気設備、空調設備システムの仕組み・系統毎の運転状態を再確認する。

→庁舎管理委託をしていれば、その受注者の専門技師

→不明であれば営繕部へ相談(下記、官庁施設コールセンター)

※1:1人あたり毎時30m<sup>3</sup>は、「換気の悪い密閉空間」を改善するための必要換気量として、一定の合理性を有する。また、相対湿度40%を下限値とすることは現時点で妥当とされている。(厚労省参考資料より)

※2:「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称:ビル管理法、または建築物衛生法)」による空気環境の基準を満たすため、不特定多数が利用する施設では、空気環境の調整により、1人あたり換気量(約30m<sup>3</sup>/時)を確保するよう努めなければなりません。

※庁舎ルールとして、機械設備による換気は建物として十分取れているため窓開けは不要。とすることも可能  
※さらに換気効率を上げるため、換気量を増やす(外気導入量を増やす)ことも可能です。しかし、外気を入れるということはそれだけ冷暖房のエネルギーを多く使うこととなります。

#### ○窓による換気の場合

★各施設で「窓開け推奨ルール」決めましょう。

##### 厚労省で推奨されている窓による換気方法

・換気回数\*を毎時2回以上(30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。)とすること。

※換気回数とは、部屋の空気が全て外気と入れ替わる回数をいう。

・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2方向の壁の窓を開放すること。  
窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

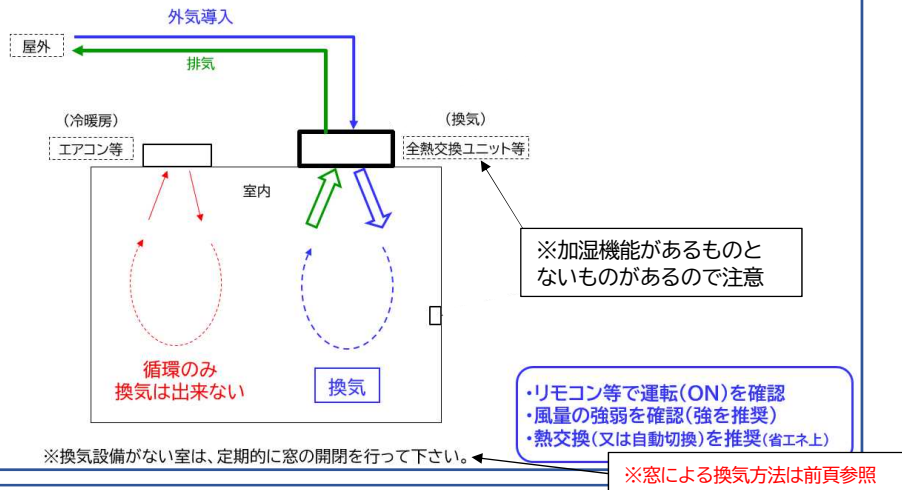
※(参考)窓際にファンコンベクター等がある庁舎では、温度や風量の調整により、執務環境が若干よくなる(暖かくなる)場合があります。(その場合、当然ながら通常よりエネルギーは消費してしまいます)

**【注意点】**

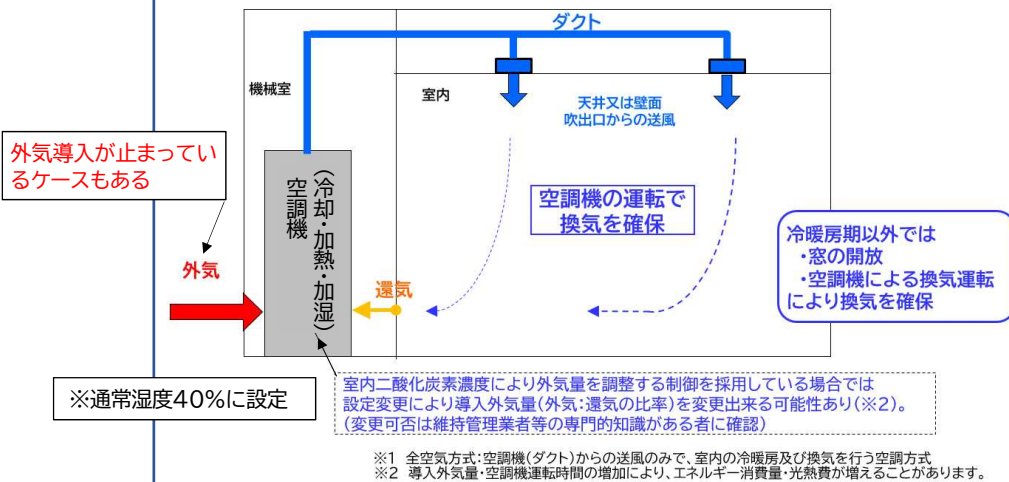
- ・サーバー室や各種の個室など、個別の「エアコン」を導入している室などは、エアコンのみの運転では換気が行えていない可能性がありますので注意が必要です。
- ・個別空調、個別換気の場合、加湿が出来るタイプと出来ないタイプがあります。

**各種空調・換気方式の例**

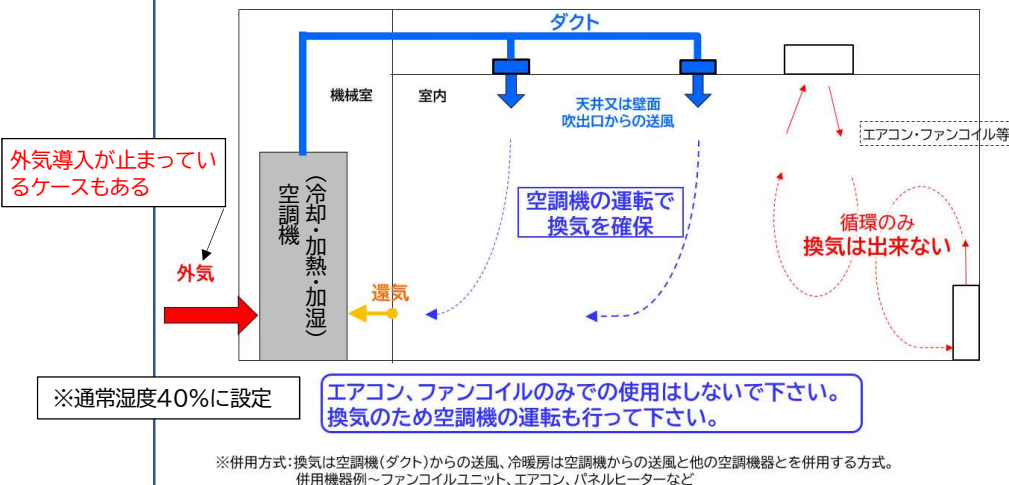
**・個別空調・個別換気方式の例**



**・中央空調方式の例①【全空気方式(※1)】**



**・中央空調方式の例②【併用方式(※)】**



■ 構内除雪時の注意点について  
 ～重機による除排雪編～

冬季間において構内の除排雪を委託し実施する場合、春になり雪が溶け路面等が現れると、あらゆる部分に破損が見られるケースが多いと思います。それらを予防するための注意点をご紹介します。

○よく見られる例



縁石等の損傷



路面表示の削れ



グレーチング金物の損傷



植栽等の擁壁の損傷



フェンスの損傷

【注意点】

- ・事前に委託業者と十分に現地確認を行う。(降雪前に行う)
- ・破損等が予想される場合は、その部分の養生を行う(単管やコンパネ等)  
 →必要と思われる養生や破損した場合の補修など、契約に含めるかなど業者と協議)
- ・除雪のレベルについて、施設の状況や特性等により、除雪業者と取り決めましょう。  
 (例)徒歩での来庁が多い → 極力雪を削り取らないと滑って転倒のおそれがある



路面標示や縁石が削り取られるおそれあり

車での来庁が多い → 走行に問題ない程度の多少の雪が残っていてもよい



路面へのダメージは少ない

- ・必要な部分にスノーポール等の目印の設置



スノーポール



スノーポール用アンカー  
 (地中に打ち込んでおくもの)



アンカーキャップ  
 (ポールを使用しない期間)



スノーポール  
 設置例

## ■ 令和3年度建築保全業務労務単価について

令和2年12月10日付で参考単価として国土交通省 HP に公表されました。

この単価は、建築保全業務共通仕様書を適用し、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領により官庁施設の建築保全業務に係る費用を積算するための参考単価です。

<報道発表>

[https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03\\_hh\\_000049.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000049.html)

<過去の単価(参考)>

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000001.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000001.html)

### ★官庁施設コールセンター★

～施設の保全等に関するご相談はこちらへ～

北海道開発局営繕部 営繕調整課

011-709-2311 (内線 5319) 平日 8:30～17:15

[hkd-ky-hozensoudan@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-hozensoudan@gxb.mlit.go.jp)

※メール送信の際は、件名に官署名等の記載をお願いします。